

令和元年10月18日（金）午後6時30分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシラス11階 会議室B

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉
議事録

（大阪市従業員労働組合）

本日は、2019年賃金改定要求ならびに2019年度年末手当に関する要求について、市従として申し入れを行う。

〈2019年度年末手当要求及び2019賃金確定要求書手交〉

（大阪市従業員労働組合）

現在、貿易摩擦が深刻さを増し世界景気が全般的に落ち込むなか、日本経済については、緩やかな景気回復が続く見通しとされているが、輸出の低迷を背景に景気拡大が続くかは見通しにくい状況にある。

一方、少子・高齢化社会が急速に進展するなか、社会保障の充実は極めて重要であることから、安心と信頼できる社会的セーフティネットの確立が喫緊の課題となっている。

大阪市人事委員会は、10月4日、大阪市長と市会議長に対して、本年4月時点の月例給について、民間が公務を1,339円、率にして0.34%上回っていることから、公民較差を解消するための引き上げ改定と、一時金の支給月数を0.05月分引き上げ、年間で4.50月分とする勧告を行った。さらに、高齢層職員の給与等について、定年の引上げを念頭に、定年前の職員も含めた高齢層職員の給与、処遇、勤務体系等を包括的に検討していく必要がある旨を言及した。

市労連は、同日行われた人事委員会との交渉で、引き上げ改定という勧告結果は、当然の結果として受け止めるとの表明を行った。あわせて、民間給与データの取り扱いについては、一部のデータを除外することが職員の給与水準引き下げ要因になっていることは明らかで、国や他都市と同様の取り扱いに改めるべきとの指摘を行ってきたところである。さらに、「給料表の構造等」については、多くの組合員が最高号給に達しており、昇給や昇格もできない状況から、給料表構

造の抜本の見直しを行うことが急務であり、人事委員会として総合的な人事・給与制度の構築について言及すべきとの指摘を行ってきた。

このような中、10月11日、市労連は大阪市に対し「2019年賃金確定要求」を申し入れ、今後、2019賃金確定・年末一時金闘争を具体的に推進するとしている。

市従としても、組合員の生活を守るため、市労連に結集して2019賃金確定・年末一時金闘争を精力的に取り組む決意である。

この間、市従は、大阪市に対して「給与制度改革」に伴う技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善を行うなど、人事制度と給与制度を一体のものとして構築するよう強く求めてきた。本年6月20日には、これまでの交渉・協議経過を踏まえ、2級班員の新設について、次年度より実施することが大阪市から示され、市従としてその内容について確認をしてきた。しかし、この課題に関しては、一定の進展がはかられたものの、これまで市従が求めてきた内容からすれば、決して満足できるものではないと認識している。

環境施設組合においても、転籍以前に実施された2012年の給与制度改革などにより、市従組合員の給与水準は大幅に引き下げられ、現在、多くの組合員が最高号給に到達していることから、組合員の労働意欲やモチベーション向上には繋がらない状況にある。

環境施設組合として、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善を行うなど、市従組合員が「働きがい・やりがい」を持てる、総合的な人事・給与制度を早急に構築するよう強く求めておく。また、2級班員についても大阪市同様、次年度からの実施に向け、労使合意を基本に新設するよう要請しておく。

現在、環境施設組合に働く市従組合員は、勤務労働条件が改善されず厳しい状況にあっても、公共サービスの低下を来すことなく昼夜、各現場で創意工夫を重ね、業務を遂行している。さらに、公共サービスの担い手としての自覚と誇りと責任を持ち、円滑で安定した事業運営に努めている。

環境施設組合は、こうした市従組合員が果たしている実状を十分認識するとともに、ただ今、申し入れた「2019年賃金改定要求」ならびに「2019年度年末手当に関する要求」内容について真摯に受け止め、独自性と主体性を発揮し、労働協約に基づき、労使合意を基本に誠意をもって交渉を行うよう求めておく。

(環境施設組合)

ただ今、本年度の年末手当に関する要求及び賃金改定要求に関する申し入れをお受けしたところである。

当環境施設組合としても、給与制度をはじめとした勤務労働条件並びに年末手当は職員の生活だけでなく勤務意欲向上のためにも重要な課題であると認識しているところである。

職員の勤務労働条件については、大阪市と同水準を確保することしていることから、大阪市の動向を見据えながら、誠意を持って交渉していきたいと考えている。

技能労務職給料表 1 級から 2 級への昇格条件の改善については、大阪市が導入する 2 級班員制度について、環境施設組合でも来年 4 月 1 日より実施したいと考えている。

また、本日申し入れのあった本年度年末手当に関する要求及び賃金改定要求については、真摯に交渉・協議を尽くしていきたいと考えており、後日あらためて回答するので、よろしく願います。

(大阪市従業員労働組合)

ただ今、事務局長より、市従の 2019 年賃金改定要求ならびに年末手当要求に対する認識が示された。

先程も申し上げたが、組合員の給与水準は大きく引き下げられ、各級の最高号給に多数の組合員が存在する事態となっており、組合員は、厳しい生活実態にある。そうした中であっても、「質の高い公共サービス」を提供するため、組合員は、環境施設組合の職員という責任と誇りをもって、創意工夫を重ね、日夜、業務に励んでいる。環境施設組合として、これまで組合員が果たしてきた努力と役割をしっかりと受け止めるべきである。

これらのことを踏まえ、環境施設組合に働く組合員の勤務労働条件事項については、労使合意を大前提に、本日以降も、環境施設組合として主体性・自立性を堅持し、誠意をもって交渉・協議を行うことを再度要請し、本日の交渉を終えることとする。